

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第 19 号

(所 管) 学校教育部 教育課程課

件 名	令和 9 年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について
提 案 理 由	堺市立学校において令和 9 年度に使用する教科用図書の公正かつ適正な採択に向けた基本方針及び採択基準を定めるため、本件を提出するものである。
議案 (報告) の 概要又は要旨	<p>【概要】</p> <p>今年度は、高等学校の教科用図書及び学校教育法附則第 9 条の規定による支援学校・支援学級で使用する一般図書を採択する。</p> <p>なお、小・中学校で令和 9 年度に使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置法第 14 条に基づき、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合を除いて、令和 8 年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならない、とされている。</p> <p>【教科用図書採択の基本方針及び採択基準】</p> <p>(1) 教科用図書採択の基本方針 (別紙 1 のとおり)</p> <p>(2) 採択基準 (文部科学省及び大阪府教育委員会からの通知を踏まえ定める。) (別紙 2 のとおり)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>・令和 8 年 5 月～7 月頃 調査・研究</p> <p>・令和 8 年 8 月 教育委員会にて採択図書等に関する議案を提出</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会 (定例会・臨時会) に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (基本方針及び採択基準を基に採択事務を進める。)</p>

議案第 19 号

令和 9 年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について

このことについて、次のとおり基本方針及び採択基準を定め、教科用図書の採択を実施する。

令和 8 年 5 月 1 日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針

堺市教育委員会

教科用図書（以下「教科書」という。）は、教育課程の編成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、児童生徒が学習を進めるうえで重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、堺市教育委員会は、教育基本法、学校教育法及び教科書採択関係法令に基づき、堺市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり基本方針を定める。

- 1 学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。
- 2 学習指導要領で示された3つの資質・能力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）を学校教育の中で育むとともに、家庭における学習活動や地域社会とのつながりを通して、実社会と結び付けて発揮する総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する。
- 3 教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。
- 4 教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。

堺市立学校で使用する教科書の採択基準

堺市教育委員会

小学校、中学校、支援学校及び支援学級並びに高等学校における令和 9 年度使用教科用図書（以下「教科書」という。）の採択については、大阪府教育委員会が示す採択の基準を踏まえ、次のとおりとする。

- 1 小学校の令和 9 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科書を除き、義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 8 年度使用教科書と同一の教科書を採択しなければならない。また、同法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和 5 年度の採択基準に準じて行う。
- 2 中学校の令和 9 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科書を除き、義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 8 年度使用教科書と同一の教科書を採択しなければならない。また、同法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和 6 年度の採択基準に準じて行う。
- 3 支援学校及び支援学級の令和 9 年度使用教科書については、児童生徒の障害や発達の状況を勘案し、個々の可能性を伸ばす観点から、文部科学省の検定を経た教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）のうち、最も適切な教科書を採択する。

一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合は、大阪府教育委員会が別に提示する「附則第 9 条関係教科書選定資料」の中から、児童生徒の障害や発達の状況を考慮し、最も適切な教科書を採択する。
- 4 高等学校の令和 9 年度使用教科書については、「高等学校用教科書目録（令和 9 年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択する。その際、それぞれの課程や学科の特性等を考慮して、同一種目において課程及び学科ごとに異なる教科書を採択することができる。

ただし、同一種目で毎年採択替えをすることは原則として避ける。